

委 員 会 規 約

(目的)

第1条 定款第61条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営は、

本規定の定めるところによる。

2 本規程に定めない事項であつて、必要な事項は、理事長が別に定める。

(種類)

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

(1) 経営委員会

(2) 安全委員会

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、各委員会とも3人以上5人以内とし、本組合の組合員又は学識経験者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(委員の秘密保持義務)

第4条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理し又は代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、理事長の要請のあったときその他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別利害関係人の議決参加)

第9条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答申)

第10条 委員会は、理事長の諮問に応じ、またその部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

2 意見の具申は、書面をもって行う。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附則

この規約は、平成19年5月27日から施行する。